

北但行政事務組合事務分掌規則

〔平成7年3月31日〕
規則第1号

改正 平成8年3月22日規則第3号 平成10年3月23日規則第2号
平成11年3月10日規則第1号 平成17年3月18日規則第3号
平成20年3月31日規則第1号 平成21年3月31日規則第7号
平成23年2月22日規則第1号 平成24年3月30日規則第2号
平成25年2月21日規則第1号 平成26年4月1日規則第1号
平成29年3月31日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、北但行政事務組合事務分掌条例（平成20年条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、管理者の補助機関の組織及び所掌事務を明確にし、もって事務・事業の適正かつ能率的な執行を図るものとする。

(補助機関)

第2条 条例第1条に規定する組合事務局に、管理者の補助機関として次の表に定める機関を置く。

局	課	係
組合事務局	環境課	環境係

(分掌事務)

第3条 補助機関の分掌事務は、別表のとおりとする。

(職制等)

第4条 組合事務局に事務局長、課に課長及び課長補佐、係に係長を置く。

2 前項に定めるもののほか、管理者が特に必要と認めるときは、次長、参事、主幹、主査、主任、主事及び技師を置くことができる。

(職能)

第5条 事務局長は、管理者の命を受けて組合事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 課長は事務局長の命を受けて課の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

3 課長補佐は、課長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

4 係長は、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 次長、参事、主幹、主査、主任、主事及び技師は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月22日規則第3号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月23日規則第2号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月10日規則第1号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月22日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月21日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（財政事情書の閲覧の請求及びその方法についての規則の一部改正）

2 財政事情書の閲覧の請求及びその方法についての規則（平成7年北但行政事務組合規則第30号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（職員採用試験委員会規則の一部改正）

3 職員採用試験委員会規則（平成7年北但行政事務組合規則第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（扶養手当に関する規則の一部改正）

4 扶養手当に関する規則（平成18年北但行政事務組合規則第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（住居手当に関する規則の一部改正）

5 住居手当に関する規則（平成18年北但行政事務組合規則第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(通勤手当に関する規則の一部改正)

- 6 通勤手当に関する規則(平成18年北但行政事務組合規則第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(管理者の職務代理者の順序等を定める規則の一部改正)

- 7 管理者の職務代理者の順序等を定める規則(平成20年北但行政事務組合規則第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年4月1日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(職員の服務に関する規則の一部改正)

- 2 職員の服務に関する規則(平成7年北但行政事務組合規則第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(財政事情書の閲覧の請求及びその方法についての規則の一部改正)

- 3 財政事情書の閲覧の請求及びその方法についての規則(平成7年北但行政事務組合規則第30号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(職員採用試験委員会規則の一部改正)

- 4 職員採用試験委員会規則(平成7年北但行政事務組合規則第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(扶養手当に関する規則の一部改正)

- 5 扶養手当に関する規則(平成18年北但行政事務組合規則第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(住居手当に関する規則の一部改正)

- 6 住居手当に関する規則(平成18年北但行政事務組合規則第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(通勤手当に関する規則の一部改正)

- 7 通勤手当に関する規則(平成18年北但行政事務組合規則第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(管理者の職務代理者の順序等を定める規則の一部改正)

- 8 管理者の職務代理者の順序等を定める規則（平成20年北但行政事務組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表（第3条関係）

局	課	係	事務分掌
組合事務局	環境課	環境係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 重要施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 組合議会に関すること。 (3) 条例、規則その他例規の制定改廃に関すること。 (4) 組合の組織、機構及び事務分掌に関すること。 (5) 事務決裁及び文書の取扱に関すること。 (6) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (7) 職員の定数、任免、分限懲戒、服務その他人事に関すること。 (8) 職員の給与、福利厚生及び安全衛生に関すること。 (9) 組合議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関すること。 (10) 組合の財務に関すること。 (11) 広域ごみ・汚泥処理施設の管理・運営に関すること。 (12) 環境・自然学習及び環境啓発活動に関すること。 (13) 地域振興計画及び運営協定に関すること。 (14) 組合の広報及び公聴に関すること。 (15) 行政不服審査及び訴訟に関すること。 (16) 公平委員会に関すること。 (17) 組合事務局の庶務に関すること。